

令和4年仙審第25号

裁 決

モーターボートA消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月19日21時15分

青森港第2区

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 2.8トン

登録長 8.93メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 170キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪の前に魚群探知機兼用のGPSプロッター、その右舷側にソナーをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.45メートル船尾1.00メートルの喫水をもって、令和4年4月19日18時30分青森港第2区所在の青森マリーナを発し、同港西部の釣り場に向かった。

ところで、青森港は、青森湾の湾奥に位置して北方に開いた港で、青森マリーナが同港南部の西船だまりにあり、同船だまり入口から北方約900メートル沖合には、西方に約350メートル延びたのち屈曲して北西方に約650メートル延び、更に屈曲して北方に約700メートル延びる、北部西面に消波ブロックが設置された沖館東防波堤が、同防波堤北端から北方約700メートル沖合には、西南西方に800メートル延びる油川第一北防波堤が築造され、沖館東防波堤東端に単閃赤光で毎3秒に1閃光を発する光達距離5海里の青森港沖館東防波堤東灯台が、同防波堤北端に単閃緑光で毎4秒に1閃光を発する光達距離5海里の青森港沖館東防波堤北灯台（以下「沖館北灯台」という。）が、油川第一北防波堤東端に単閃赤光で毎4秒に1閃光を発する光達距離5海里の青森港油川第1北防波堤東灯台がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、平素、青森港西部の釣り場から帰航するときには消波ブロックから30メートルないし40メートル離して沖館東防波堤に沿って航行していた。

a受審人は、魚群を探しながら港内を北上し、18時45分油川第一北防波堤東端の東方約100メートル沖合の釣り場に到着して釣り

を行い、21時10分同釣り場を発進して帰途に就き、友人3人が後部甲板で休息し、GPSプロッターの画面を魚群探知機との2分割表示としてそれぞれ作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操縦に当たり、沖館東防波堤北端の西方約100メートルのところで明かりを点灯した釣り船を航走波で揺らさないように、同船の西側を約30メートル離して南下した。

a 受審人は、釣り船を航過したことから、沖館東防波堤に向けて接近したのち右転して平素と同じように同防波堤に沿って帰航することとし、21時14分半少し過ぎ沖館北灯台から229.5度（真方位、以下同じ。）150メートルの地点で、針路を沖館東防波堤に向く159度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a 受審人は、沖館東防波堤が正船首200メートルのところとなり、その後同防波堤に向首して接近する状況であったが、めばるの魚群映像を見ることに気をとられ、GPSプロッターで沖館東防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、沖館東防波堤に向首したまま進行し、21時15分僅か前船首至近に同防波堤西面の消波ブロックを認め、機関を中立運転として右舵をとったものの、及ばず、21時15分沖館北灯台から188度290メートルの地点において、Aは、船首が166度を向き、10.0ノットの速力となったとき、同消波ブロックに衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に凹損等を生じたが、のち修理され、a 受

審人が右膝蓋骨骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件消波ブロック衝突は、夜間、青森港第2区において、沖館東防波堤に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、青森港第2区において、沖館東防波堤に接近したのち右転して平素と同じように同防波堤に沿って帰航するつもりで、針路を沖館東防波堤に向けて航行する場合、同防波堤に衝突することのないよう、GPSプロッターで沖館東防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、めばるの魚群映像を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同防波堤に向首したまま接近する状況に気付かずに行進して沖館東防波堤西面の消波ブロックへの衝突を招き、船体に損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月16日

仙台地方海難審判所

審判官 管 啓 二